

令和5年(2023年)3月29日

中核市以外の市町村に所在する
障害児通所支援事業所
障害児入所施設等
の長様

長野県健康福祉部長

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の
基準に関する条例等の一部改正について(通知)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正
に伴い、下記の条例の一部を改正し、令和5年3月20日に公布しましたのでお知らせします。

記

1 対象条例

- (1)児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)
- (2)児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)

2 改正の内容

別添「新旧対照表」のとおり

3 施行日

令和5年4月1日(個別に経過措置の設定あり)

※懲戒権に関する規定の削除については公布の日から施行。

4 主な改正の内容

項目	改正内容
安全計画の策定等	・児童の安全の確保を図るため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等に関する計画の策定等を義務付ける。【障害児通所支援事業所、障害児入所施設】

<p>自動車を運行するときの所在の確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の移動のために自動車を運行するときは、点呼等により児童の所在を確認することを義務付ける。【障害児通所支援事業所、障害児入所施設】 ・児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等児童の所在の見落としを防止する装置の使用による児童の所在の確認を義務付ける。【児童発達支援事業所(センターを含む。)、放課後等デイサービス事業所】
<p>インクルーシブ保育を可能とするための職員の基準の特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と他の社会福祉施設等が併設されている場合において、その行う保育に支障のない場合に限り、職員の兼務を可能とする。【児童発達支援事業所(センターを含む。)]
<p>懲戒権に関する規定の削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）第2条による児童福祉法（昭和22年法律第164号）第47条第3項に規定する懲戒権に関する規定の削除に伴う規定の改正。【児童発達支援センター、医療型児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所、障害児入所施設】

※「安全計画の策定等」及び「自動車を運行するときの所在の確認」中のブザーの設置については、令和6年3月31日まで経過措置を設ける。

準備でき次第、条例改正の情報を県のホームページに掲載します。

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係	
課長	藤木 秀明 担当 原 伸一
電話（直通）	026-235-7149
F A X	026-234-2369
電子メール	fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp